

枚方市条例第 18 号

子どもを守る条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 責務及び役割（第 5 条—第 10 条）

第 3 章 子どもを守る体制づくり（第 11 条—第 13 条）

第 4 章 子どもを守る施策に関する計画（第 14 条・第 15 条）

附則

「笑顔は笑顔を呼ぶ。子どもが笑顔で生き生きと暮らせるまち（社会）は、すべての人にとっても心豊かなまち（社会）です。その実現に向けて、子どもが安心と自信をもって暮らし、子ども自らの生きる力を育むとともに、すべての家庭が安心して子どもを育てることができるような環境づくりを親だけではなく社会全体で支えていかなければなりません。そして、次の世代を担う子どもの幸せを第一に考え、子どもをひとりの人間として尊重し、すべての子どもが持つ権利や自由が最大限尊重される社会の実現に向け、「子どもの生きる力を育み、健やかな成長を支えるまちづくり」、「子どもを安心して育てることができるまちづくり」、「子どもの人権が尊重される安全なまちづくり」を進めるものとします。」これは、平成15年、本市が我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次世代育成支援対策として策定した「新子ども育成計画」の基本理念であり、今も変わることのないものとして私たちは子どもの福祉の向上に日々取り組んでいます。

少子化や情報化の急速な進展など、子どもを取り巻く環境は日々大きく変化しています。児童虐待や貧困、いじめ、ひきこもり、不登校など、子どもが抱える課題は、複雑・多様化、さらには複合化し、深刻さを増しています。私たちには、それらを踏まえた重層的な支援の充実が求められており、これらを社会全体の問題として捉え、多様な主体の連携のもと、多様な活動を社会総がかりで推進していかなければなりません。子どもは社会を映す鏡であり、子どもだけが変わるのではなく、社会全体が変わらなければ子どもが抱える課題は解決はしません。

未来を担う子どもには、自分が受け止められることで自己肯定感を高め、社会の中で、豊かな感受性や夢を育み、主体的に生きる力を身に付けてもらいたいと願うものです。私たちは、様々な課題を抱える子どもが発するサインをいち早くキャッチし、声なき心の声を聴き、子どもにより迅速で的確な支援を届けなければなりません。

「子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方」を実現するため、子ども一人ひとりに寄り添った、きめ細やかな支援を行い、社会が一体となって子どもを守るといった姿勢を改めて宣言するとともに、私たちみんなで、子ども・子育て支援に関し、基本となる理念と方針を再確認し、子どもを守る仕組み

づくりを一層推進するため、この条例を制定するものです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子ども及び子育てに関する支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市、保護者、地域住民、学校園等及び事業者の役割を明らかにするとともに、子どもを守る体制づくり及び子ども・子育て支援に関する施策（以下「子どもを守る施策」という。）に関する基本事項を定めることにより、一人ひとりの子どもが笑顔で健やかに成長できるまちの実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども おおむね18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 地域住民 市内に在住し、在学し、若しくは在職する者又は市内で活動する個人若しくは法人その他の団体をいう。
- (4) 学校園等 保育所、学校その他保育、教育等を受けるために子どもが通い、又は入所する施設をいう。
- (5) 事業者 市内で、商業、工業その他の事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 市における子ども・子育て支援に関する基本理念は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考慮すること。
- (2) 一人ひとりの子どもの主体的に生きる力を育むこと。
- (3) 一人ひとりの子どもに寄り添い、子どもを育てる家庭全体を支援すること。

(基本方針等)

第4条 市における子ども・子育て支援は、次に掲げる方針に基づき推進するものとする。

- (1) 医療、保健、福祉及び教育の各分野に携わる者が連携し、総合的な支援をすること。
- (2) 乳幼児期から青年期に至るまでの間において継続的な支援をすること。
- (3) 保護者、地域住民、学校園等及び事業者が一体となって重層的な支援をすること。

2 市は、前項の方針に基づき、市が保有する子ども及び子どもを育てる家庭の情報を集約して、活用することにより、子どもに関する課題を早期に発見し、及びその子どもに対し必要な支援の充実を図り、並びにその課題が深刻化することのないよう予防的な支援の充実を図るものとする。

第2章 責務及び役割

(市の責務)

第5条 市は、第7条に規定する役割を果たす保護者とともに子どもの健やかな成長に関し責任がある

ことを認識し、保護者、地域住民、学校園等及び事業者が次条から第10条までに規定する役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うものとする。

2 市は、この条例の目的について、子ども、保護者、地域住民、学校園等及び事業者の理解を深めるため、広報活動その他必要な措置を講ずるものとする。

(共通の役割)

第6条 市、保護者、地域住民、学校園等及び事業者は、相互に協力し、子どもがその特性に応じて自己を確立することができるよう、自ら考え判断する力、豊かな人間性、健康及び体力を備えた生きる力並びに創造性を発揮する力を育み、並びにそのために必要な環境づくりを推進するものとする。

2 前項に定めるもののほか、市、保護者、地域住民、学校園等及び事業者は、子どもが次に掲げる事項を行うことができるよう、必要な取組を行うものとする。

- (1) 自分の権利が尊重されるものであることを認識すること。
- (2) 困ったときは、自分の思いを伝え、相談することを認識すること。
- (3) 自分自身を大切にすることを育むこと。
- (4) 社会の決まりを守り、他者の権利を尊重し、他者を大切にすることを育むこと。
- (5) 多様な経験を積み重ね、社会的に自立していく主体性を育むこと。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、子どもの健やかな成長に関し第一義的な責任があること及び困ったときは一人で不安等を抱え込まず、周囲に必要な協力を求めることができることが大切であることを認識し、次に掲げる役割を果たすものとする。

- (1) 子どもの年齢及び成長の程度に応じた養育を行うこと。
- (2) 子どもが安心して生活することができる家庭環境づくりを行うこと。
- (3) 子どもが生きる力を育むことができるよう支えること。

(地域住民の役割)

第8条 地域住民は、地域が、子どもの豊かな人間性及び社会性を育み、並びに家庭における子育てを補完する場所であることを認識し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 子どもが安全に生活することができる地域づくりを行うこと。
- (2) 子どもと活動を行う機会その他子どもとの交流の機会を設けること。
- (3) 保護者及びその家庭が安心して子育てができる地域づくりを行うこと。

(学校園等の役割)

第9条 学校園等は、学校園等が子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たす場所であることを認識し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 子どもの年齢及び成長の程度に応じ、子どもが主体的に学び、生きる力を育むことができるよう支えること。
- (2) 保護者及びその家庭が安心して子育てができるよう子育てに関する支援を行うこと。

(3) 学校園等における子どもの安全を確保するとともに、子どもに関する課題に早期に気付き、必要な支援を行うこと。

(事業者の役割)

第10条 事業者は、事業活動を行うに当たって、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

(1) 子どもが安全に生活することができる地域づくりに協力すること。

(2) 子どもの育ちの支えとなる活動を主体的に行うこと。

(3) その雇用する従業員がその家庭において子どもとの関わりを深めることができるよう必要な取組を行うこと。

第3章 子どもを守る体制づくり

(相談体制の充実等)

第11条 市は、第3条第1号に掲げる基本理念にのっとり、子ども及び子育てに関する相談に関し、体制の充実を図るとともに、多様な方法を確保するものとする。

(子どもの社会参加等の推進)

第12条 市は、第3条第2号に掲げる基本理念にのっとり、子どもの社会参加及び意見表明の機会の確保を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

(継続的な子育て支援の充実等)

第13条 市は、第3条第3号に掲げる基本理念にのっとり、子どもを育てる家庭が継続的に子育てに関する支援を受けられるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、第3条第3号に掲げる基本理念にのっとり、子どもを育てる家庭が相互に交流し、及び子育てに関する支援を受けられる場を提供するものとする。

第4章 子どもを守る施策に関する計画

(策定等)

第14条 市は、子どもを守る施策を総合的に推進するための計画を策定し、公表するものとする。

2 市は、次条第1項の評価に基づき施策の実施状況の検証を行い、必要に応じて、前項の計画の見直しを行うものとする。

3 市は、第1項の計画を策定し、又は見直しを行おうとするときは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項に規定する合議制の機関に意見を聴くほか、広く意見を聴くための措置を講ずるものとする。

(評価)

第15条 市は、前条第1項の計画に基づいて行った施策について評価を行い、その内容を公表するものとする。

2 市は、前項の規定により評価をするときは、前条第3項の合議制の機関に意見を聴くほか、広く意見を聴くための措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔令和5年3月7日条例第5号〕

この改正条例は、令和5年4月1日から施行する。